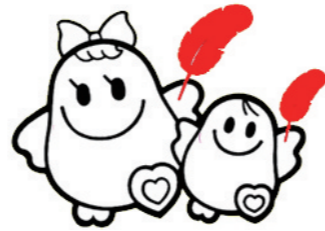


七ヶ宿町共同募金委員会からのお知らせ

七ヶ宿町共同募金委員会では、地域に根ざした福祉活動並びにボランティア活動を推進し、町づくりや住民の福祉向上に貢献する各種団体並びにボランティア団体を対象に、事業の助成を行っています。

- ◆助成額 1団体 5万円以内（総額15万円）
※共同募金配分金を財源とし、助成事業額の額は当該年度の事業計画の定めるところによるものとします。
- ◆対象事業
 - ・先駆的・開拓的な事業
 - ・活動に必要な物資・資財購入事業
 - ・研修及び調査活動向上を目的とした事業
 - ・他団体等から補助金などの資金援助を受けていない事業※人件費及び飲食費に相当する経費は認められません。
- ◆助成申請 交付申請書により所定の書類を添付して提出してください。
※助成に係る審査有り



●お問い合わせ 七ヶ宿町社会福祉協議会 ☎37-2271 (担当:吉野)

夏の交通事故防止運動

7月21日から8月20日までの1ヶ月間は、夏の交通事故防止運動期間です。夏期の行楽時や帰省時における長距離運転の過労、漫然運転や子供の飛び出し、飲酒運転による交通事故を防止するため、次のことを重点目標とし安全運転を心がけましょう。

運動の重点

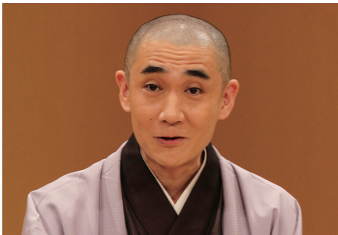
- ①適度な緊張感を保持したゆとりのある運転の徹底
- ②全ての座席のシートベルト等の正しい着用の徹底
- ③子供と高齢者の交通事故防止
- ④飲酒運転の根絶



えずこホールからのお知らせ

えずこ寄席 古今亭文菊独演会

2年連続で花形芸大賞を受賞する注目の噺家。美しい所作と独特の語り口の鮮やかな話芸に抱腹絶倒。どうぞお見逃しなく!!



2023年9月18日(月・祝)
①13:00開演②17:00開演
一般/2,500円 U-24/1,250円
※チケット発売日:7/15(土)

えずこウィンド♪アンサンブルメンバー募集



学生から熟年まで参加している吹奏楽団です。楽器経験がある方は大歓迎!楽器を押し入れて眠らせている方、参加してみませんか?
*練習場所:えずこホール(平土間)*参加費:2,000円
*練習日:毎週火曜日19時*対象:18歳以上(高校生相談)
お問い合わせ ☎0224-52-3004 <http://www.ezuko.com/>
柴田郡大河原町字小島1-1 info@ezuko.com

国民健康保険からのお知らせ

◆国民健康保険の保険証が新しくなります◆

現在お持ちの保険証の有効期限は令和5年7月31日となっております。
新しい保険証を7月中旬から下旬にかけて順次郵送いたしますのでご確認ください。なお、国民健康保険税に未納がある世帯には、窓口において納税相談後新しい保険証をお渡しいたします。

8月1日以降に医療機関を受診される際には、新しい「保険証」を窓口へ提示してください

◆加入・脱退の手続きについて◆

国民健康保険の被保険者が就職した場合や、勤務先を退職して社会保険から脱退した場合には、事実の生じた日から14日以内に届出が必要となります。

これらの手続きが遅れると、医療機関を受診する際に全額負担(10割負担)となり、また年金の受給額が減額されるなどの不利益が伴いますので速やかに手続きにお越しくください。

◆国民健康保険税について◆

国民健康保険税は世帯あたりの所得、世帯の加入者数に応じて計算し、4月からの1年間の国保税を、全8期に分けて納付していただきます。なお、一部の世帯は、世帯主の年金から特別徴収(天引き)されます。

特別な理由がなく国保税の納付がない場合には、給付が制限される場合がありますので、納付が困難な場合には、早めにご相談ください。

●お問い合わせ 町民税務課 ☎37-2114 (担当:鶴沼)

後期高齢者医療からのお知らせ

◆保険証が新しくなります◆

現在お持ちの保険証(緑色)は有効期限が令和5年7月31日となっております。新しい保険証(オレンジ色)を7月中旬以降に郵送します。

◆令和5年度保険料について◆

保険料の納付方法は、年金から納めていただく「特別徴収」と口座振替や納付書で納めていただく「普通徴収」があります。資格を取得してからの一定期間や年金の受給状況などによっては、「普通徴収」となる場合があります。

なお、下記のような場合は窓口へご相談ください。

- 災害で住宅や家財に著しい損害を受けた場合
 - 世帯主の死亡や失業などで収入が著しく減少した場合
- 上記の場合以外でも、相談により保険料を分割できる場合があります。
※特別な理由がなく保険料を滞納した場合は通常の保険証より有効期間の短い保険証(短期被保険者証)が交付される場合があります。

●お問い合わせ 宮城県後期高齢者医療広域連合 ☎022-266-1021
町民税務課 ☎37-2114 (担当:熊谷)